

Q 経営力向上計画の認定を受けたあとで、「追加で機械を取得した場合」はどうすればよいか？

※資金調達額の若干の変更、法人の代表者の交代等、認定を受けた経営力向上計画の趣旨を変えないような軽微な変更は、変更申請は不要です。

A-1 「申請書の2.計画期間」の期間外で、追加で機械を取得する場合

P4・P9の手順で、再度申請を行い、認定を受けてください。

対象税制 = 01・03

A-2 「申請書の2.計画期間」の期間内で、追加で機械を取得する場合

変更申請書を作成し、最初に計画書を提出した窓口に提出。認定を受けてください。

①変更申請書(原本)

②経営力向上計画(変更後) ※変更・追記部分については、下線を引く

③実施状況報告書

④旧経営力向上計画認定書の写し

⑤旧経営力向上計画の写し(認定後返送されたもののコピー)

※【変更前】の計画であることを、計画書右上等に手書き等で記載ください

⑥申請書等(①～⑤)の写し ※都道府県に提出する場合

⑦返信用封筒(A4の認定書を折らずに返送可能なもの。返送用の宛先を記載し、切手(申請書類と同程度の重量のものが送付可能な金額)を貼付してください)。 ※都道府県経由での申請となる場合には、返信用封筒に加えて、転送用封筒(提出先省庁)を宛名に記載したものを併せて提出してください。

⑧変更申請用チェックシート

⑨工業会等による証明書(写し) ※追加で取得する機械

対象税制 = 01



●ダウンロード先

●=新たに取得する書類
●=前回取得時の写し

申請に必要な書類一覧(新たに取得する書類)



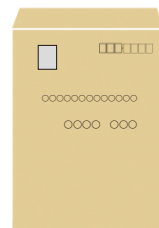
①変更申請書



②経営力向上計画



③実施状況報告書



⑦封筒



⑧変更申請用チェックシート



⑨工業会証明書の写し

変更申請書を作成し、最初に計画書を提出した窓口に提出。認定を受けてください。

市町村によって提出する書類が異なりますので、申請先となる市区町村の申請案内を確認ください。

対象税制 = 03

株式会社クボタ 建設機械営業部
株式会社クボタ建機ジャパン 本社
大阪市浪速区敷津東1-2-47 ☎06-6648-2120

<https://kubotakenki.co.jp/>



製品の詳しいご相談は下記までご連絡ください。

北海道営業部	北海道北広島市大曲工業団地3-1	☎011-377-5511
東北営業部	宮城県名取市田高字原182-1	☎022-384-2144
関東第1営業部	埼玉県ふじみ野市大井武蔵野1300-1	☎049-256-2552
関東第2営業部	神奈川県川崎市宮前区鷺沼2-16-11	☎044-860-5505
中部営業部	愛知県一宮市観音町1-1	☎0586-73-1235
関西営業部	兵庫県伊丹市奥畑5-10	☎072-781-7715
中国営業部	広島県呉市広多賀谷3-4-10	☎0823-72-0233
四国営業部	香川県丸亀市飯山町下法軍寺90	☎0877-98-0277
九州営業部	福岡市東区和白丘1-7-3	☎092-719-1565

税制措置を利用して クボタ建設機械をお求めください!

継続

即時償却

継続

税額控除

新設

固定資産税軽減

税制措置を利用した

クボタ建設機械導入の手引き

2025年3月31日まで



税制措置を利用してクボタ建設機械をお求めください!



中小企業・小規模事業者等の設備投資を後押しするため、「**中小企業経営強化税制**」ならびに「**中小企業投資促進税制**」が継続されました。また、中小企業・小規模事業者等が設備投資を通じて労働生産性の向上を図る目的で「**先端設備等導入計画**」が継続されます。

クボタ建設機械(一定価格以上の機械)を導入する際、これらの制度を利用して、様々な税制措置を受けることができます。各種税制措置にはそれぞれの条件がありますので、本紙でご確認いただき導入にお役立てください。



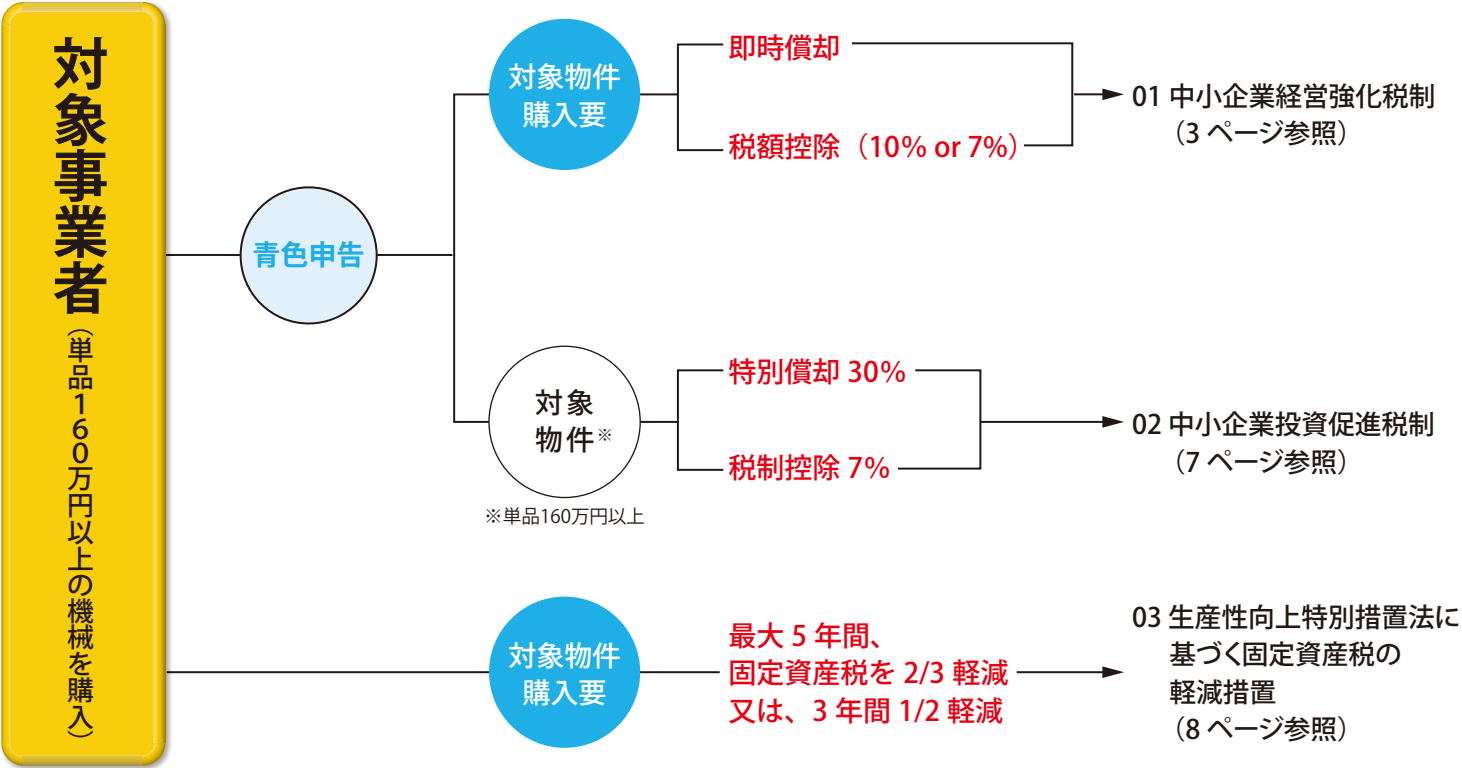
優遇税制の概要

税制名称	01 中小企業経営強化税制	02 中小企業投資促進税制	03 生産性向上特別措置法※2に基づく固定資産税の軽減措置
概要	即時償却 or 税額控除	30%特別償却 or 税額控除	最大5年間、固定資産税を2/3軽減 又は、3年間1/2軽減 ※3
対象外	中古・貸付資産は対象外	中古・貸付資産は対象外	中古は対象外
対象業者	青色申告している中小企業者等	青色申告している中小企業者等	青色・白色申告問わず中小企業者等
証明書の有無	必要	不要	不要
対象物件	旧モデルから1%以上生産が向上したモデルで10年以内に販売された機種※1 単品160万円以上	単品160万円以上	旧モデルから1%以上生産が向上したモデルで一定期間内に販売された機種 単品160万円以上※4
償却	即時償却（100%）	30%特別償却	最大5年間、固定資産税を2/3軽減 又は、3年間1/2軽減
税額控除 資本金3,000万円以下	物件価格の10%	物件価格の7%	
税額控除 資本金3,000万円超え1億円以下	物件価格の7%	対象外	
期限	2025年3月31日まで		
申請のフロー	クボタに工業会証明書を依頼→申請書の作成→地方整備局等の主務大臣への申請→税務署へ特別申請という流れになります。 全体で約2～3ヶ月かかります。	確定申告を行う時に明細書等の添付で手続きが行えます。 対象機種も制限を受けないため、比較的容易に手続きができます。	商工会議所等に事前確認書の依頼→申請書の作成→市区町村※への申請→税務署へ特別申請という流れになります。 申請の再提出する書類は、市区町村によって異なります。 ※国から「導入促進基本計画」の同意を受けている市区町村
注意事項	計画認定前に機械を取得した場合は、機械取得後60日以内に計画認定の申請を窓口に出し、受理される必要があります。	お近くの税務署・税理士にお問い合わせください。	導入促進基本計画の同意を受けた市区町村のホームページ等をご確認ください。
参照ページ	3ページ	7ページ	8ページ

※1：発売年で起算して10年以内であること。
※2：国から「導入促進基本計画」の同意を受けている市区町村に限られます。
※3：軽減措置は市区町村によって異なります。
※4：対象機種は市区町村によって異なります。

優遇税制を選択されるに当たって

受けられる優遇税制は、お客様の申告の種類や購入される機械によって異なります。下記のフローを参照して、優遇税制の種類を選択してください。



中小企業庁ウェブサイト 経営サポート「経営強化法による支援」
<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/index.html>

経営強化法 検索



中小企業庁ウェブサイト 経営サポート「先端設備等導入制度による支援」
<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/seisansei/index.html>

先端設備等導入制度による支援 検索



01 中小企業経営強化税制

控除内容

即時償却



税額控除

購入初年度に取得価額の
100% 償却

控除の試算

【例】クボタミニバックホーを 300 万円で購入すると

- ・物件価格：3,000,000 円
- ・法定耐用年数 6 年、定率償却実施（200%定率）、初年度 33.3%
- ・償却前利益：5,000,000 円

※償却前利益＝経常利益と仮定

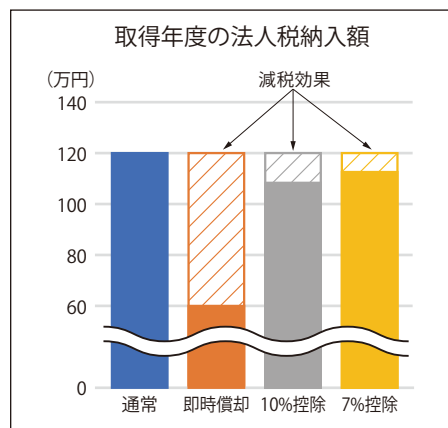
※法人税率をはじめとした控除内容については、お客様の経営状況や事業規模、ご購入いただく製品によって異なります。詳細については、お近くの税務署、顧問税理士や会計事務所にお問い合わせください。

資本金3,000万円超～1億円以下

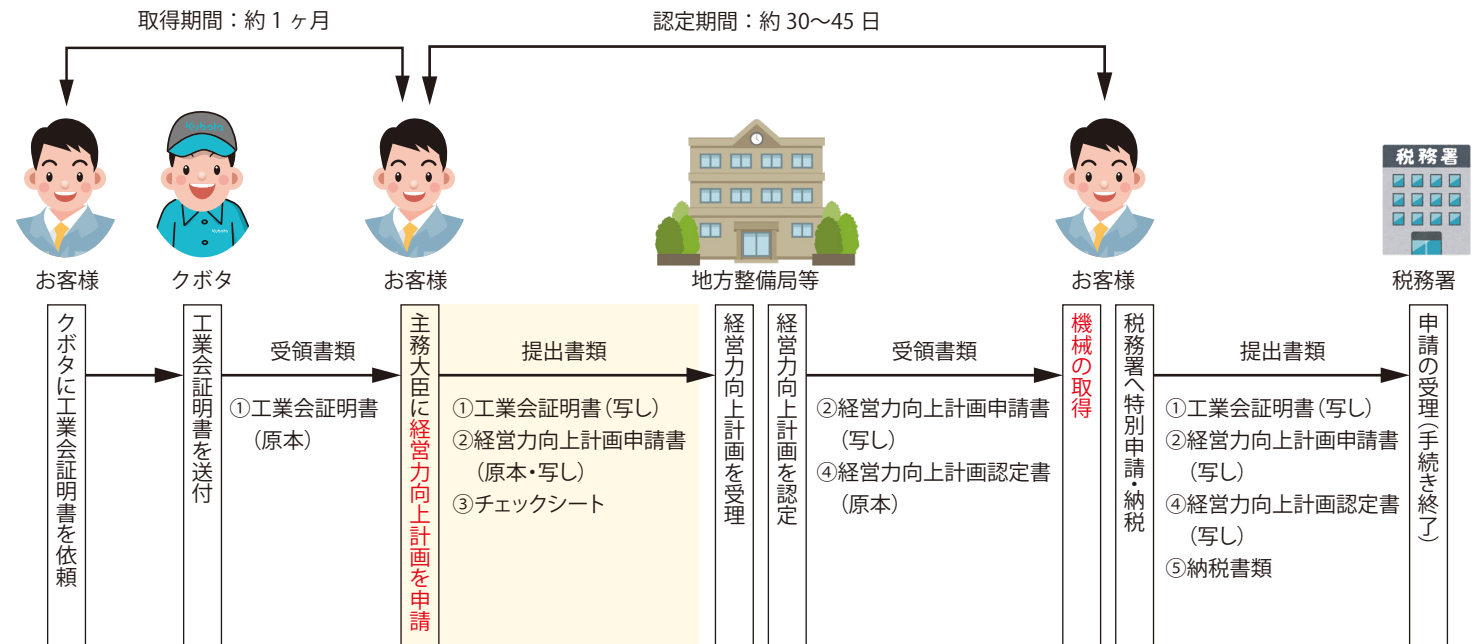
取得価額の**7%**

資本金3,000万円以下

取得価額の**10%**



税制措置を受ける申請フロー



機械取得後に経営力向上計画を申請する場合
機械取得から**60日以内**に計画認定の申請を窓口に提出し、
受理される必要があります。

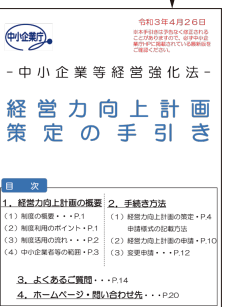
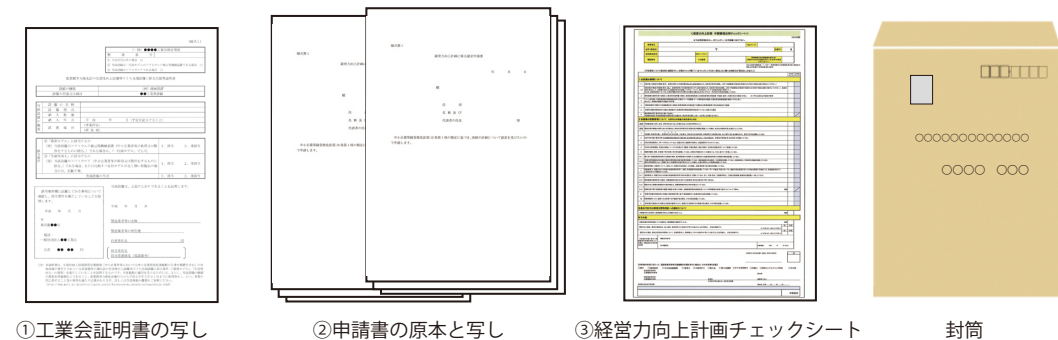
経営力向上計画の申請のしかた

- (1) クボタから送られた**①工業会証明書の写し**をご用意ください。
- (2) 経営力向上計画認定申請書を作成してください。
 - 1) 中小企業庁ホームページから「経営サポート」「経営強化法による支援」にアクセスしてください。<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/nintaisinseisyo.html>
 - 2) 「申請書様式類」から「【記入用】経営力向上計画認定申請書(様式第1)」をダウンロードしてください。
 - 3) ワード形式ですので、そのままパソコンで入力、あるいは出力して手書きで記入してください。
※記入のしかたは、上記ホームページ公開されている「経営力向上計画策定の手引き」をご参照ください。
 - 4) 記入が終われば、**②申請書の原本と写し**をご用意ください。
- (3) 上記ホームページより**③経営力向上計画チェックシート**をダウンロードしてください。
エクセル形式ですので、そのままパソコンで入力、あるいは出力して手書きで記入してください。
- (4) 上記①～③の書類及び返信用封筒(A4の認定書が入る封筒に返信先の宛先を記載し、申請書類を郵送する場合の切手を貼ったもの)を各地方整備局(5ページ、申請先一覧)に直接提出されるか郵送してください。



経営強化法 書類 検索

申請に必要な書類一覧



青色申告している中小企業者等

(資本金 1 億円以下の法人、または常時使用する従業員が 1,000 人以下の個人事業主・法人)

※中古資産・貸付資産（レンタル目的）は対象外。

※ファイナンス・リース取引のうち所有者移転リース取引により賃借人が取得したものとされる資産については対象。
所有移転外リース取引により賃借人が取得したものとされる資産については、税額控除の規定のみ適用。

生産性が旧モデル比年**平均 1 %以上**向上する機械で、**購入価格が 160 万円以上**の機械です。
クボタの機械では下記の機種が対象となります。

後方小旋回機 Uシリーズ	U-008-5※1、U-10-5※2、U-17-3α※3、U-20-3α※4、 U-25-3α※5、U-30-6α、U-35-6α、U-40-6E、U-55-6E A333
超小旋回機 RXシリーズ	RX-205※6、RX-306E、RX-406E、RX-506
標準機 KXシリーズ	KX-57-6E
ホイールローダ Rシリーズ	R430M、R430E、R530E、R630E
キャリア RGシリーズ	RG15Y-6、RG25Y-6、RG30C-5、RG30C-5-D4

※1 350mm幅バケットのみ ※2 380mm幅バケットのみ ※3 標準バケット・広幅バケットのみ ※4 標準バケット、もしくはクレーン仕様のみ
※5 標準バケット、広幅バケット、もしくはクレーン仕様のみ ※6 2024年12月末まで

クボタの対応機種

■申請先一覧

申請書の宛名	担当窓口	住所	お問合せ(電話)
北海道開発局長	北海道開発局事業振興部建設産業課(北海道)	〒060-8511 札幌市北区北8条西2丁目(札幌第1合同庁舎8階)	011-709-2311
東北地方整備局長	東北地方整備局建設部計画・建設産業課(青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島)	〒980-8602 仙台市青葉区本町3-3-1 仙台合同庁舎B棟	022-225-2171
関東地方整備局長	関東地方整備局建設部建設産業第一課(茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、長野)	〒330-9724 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館	048-601-3151
北陸地方整備局長	北陸地方整備局建設部計画・建設産業課(新潟、富山、石川)	〒950-8801 新潟市中央区美咲町1丁目1番1号 新潟美咲合同庁舎1号館	025-280-8880
中部地方整備局長	中部地方整備局建設部建設産業課(岐阜、静岡、愛知、三重)	〒460-8514 名古屋市中区三の丸2丁目5番地1号 名古屋合同庁舎第2号館	052-953-8572
近畿地方整備局長	近畿地方整備局建設部建設産業第一課(福井、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山)	〒540-8586 大阪市中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎第1号館	06-6942-1141
中国地方整備局長	中国地方整備局建設部計画・建設産業課(鳥取、島根、岡山、広島、山口)	〒730-0013 広島市中区八丁堀2-15	082-221-9231
四国地方整備局長	四国地方整備局建設部計画・建設産業課(徳島、香川、愛媛、高知)	〒760-8554 高松市サンポート3-33	087-851-8061
九州地方整備局長	九州地方整備局建設部建設産業課(福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島)	〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2丁目10番7号 福岡第二合同庁舎	092-471-6331
沖縄総合事務局長	沖縄総合事務局開発建設部建設産業・地方整備課(沖縄)	〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち2丁目1番1号 那覇第2地方合同庁舎2号館	098-866-0031

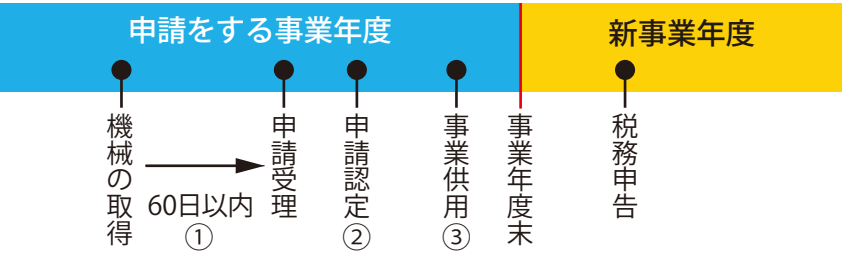
以上は、事業分野「建設業」の提出先をまとめたものになります。事業分野によって、提出先が異なりますので、ご確認の上ご準備ください。

優遇税制の注意事項

購入した機械は、優遇税制を利用したい事業年度内で「事業の用に供している」ことが必要です。

「事業の用に供した日」が、制度を利用する事業年度内であることを確認してください。

地方局から認定書をもらっても、優遇税制が認められないケースがあります。



制度利用のための条件

- ①機械を取得して 60 日以内に計画の申請が受理をされていること
- ②事業年度末までに計画の申請が認定されていること
- ③優遇税制を利用する事業年度決算までに「事業の用に供している」こと
→事業供用が事業年度末を過ぎると優遇税制が受けられません。

「事業の用に供した日」について判断を迷われる場合は、必ずお客様ご自身で所轄の税務署・税理士へ相談するようにしてください。

手続きで困ったら…

中小企業経営強化税制に関するご質問は、こちらから「Q&A集」にアクセスしてください。

※PDFをダウンロードする形になります

■経営力向上計画認定申請書の記入のポイント (2022年9月現在) ※内容については予告なく変更される場合があります。

2 ページ目

2 事業分野と事業分野別指針名

事業分野 { 06 総合工事業
0621 土木工事業 (別掲を除く) } 事業分野別指針名 { 建設業分野に係る経営力向上に関する指針 }

3 実施時期
令和 × 年 × 月 ~ 令和 × 年 × 月

ローカルベンチマークの算出結果

(現状値)			(計画終了時目標値)		
指標	算出結果	評価	指標	算出結果	評価
①売上高増加率	3.1%	3	①売上高増加率	25.0%	5
②営業利益率	2.0%	3	②営業利益率	3.3%	3
③労働生産性	100千円	2	③労働生産性	227千円	2
④EBITDA 有利子負債比率	0.8倍	5	④EBITDA 有利子負債比率	0.6倍	5
⑤営業運転資本 回転期間	0.6ヶ月	4	⑤営業運転資本 回転期間	0.8ヶ月	4
⑥自己資本比率	40.0%	3	⑥自己資本比率	41.7%	3

令和元年度の売上高は 320,000 千円、令和 2 年度の売上高は 330,000 千円と、3.1%増加したものの、営業利益は令和元年度 10,000 千円、令和 2 年度 9,500 千円と 5%減少していることから、新型の重機導入等により生産性向上を図り、安定的に利益を確保できる体制を整える必要がある。

6 経営力向上の内容

事業分野別指針の該当箇所	事業承継等の種類	実施事項 (具体的な取組を記載)	新事業活動への該当 (該当する場合は○)
ア	イ	新入社員を含む若手社員に対し、免許・資格取得のための講習を勤務時間内において積極的に受講させる (車両系建設機械技能講習、土木施工管理技士等)。また、受験・受講料、それらに係る交通費を会社が負担する。資格取得者には資格手当を支給する。	

7 経営力向上を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

(1) 具体的な資金の額及びその調達方法

実施事項	使途・用途	資金調達方法	金額 (千円)
ア	従業員教育訓練費	自己資金	1,000
イ	経営力向上設備購入費	融資	10,000

8 経営力向上設備等の種類

実施事項	取得年月	利用を想定している支援措置	設備等の名称/型式	所在地
1	イ R5. 11	国 A 国 B・国 C	ミニショベル (クローラ式) / ×××-△△	○県×市
2	イ R5. 11	国 A 国 B・国 C	ミニショベル (クローラ式) / ■■-○○	○県×市
3	ウ R5. 11	国 A 国 B・国 C	3D 作成ソフトウェア / ○○-××	○県×市

	設備等の種類	単価 (千円)	数量	金額 (千円)	証明書等の文書番号等
1	機械装置	5,000	1	5,000	○○○○○
2	機械装置	5,000	1	5,000	○○○○○
3	ソフトウェア	1,000	1	1,000	第○号

	設備等の種類	数量	金額 (千円)
設備等の種類別小計	機械装置	2	10,000
	器具備品		
	建物附属設備		
	ソフトウェア	1	1,000
合計		3	11,000

計画に係る事業の属する事業分野について、「日本標準産業分類」を確認のうえ、該当する中分類 (2桁)、細分類 (4桁) コード、項目名を記載してください。複数の分野にまたがる計画の場合、列記してください。日本標準産業分類は、こちらから検索してください。

「ローカルベンチマークツール」をご活用ください。
https://www.meti.go.jp/policy/economy/keiei_innovation/sangyokinyu/locaben/
※ローカルベンチマークで算出される労働生産性と5番の労働生産性とは、計算式が異なるため、それぞれ値が一致しないことがあります。

※2021年8月よりローカルベンチマークという指標が経営力向上計画認定書に追加されました。

「建設業分野に係る経営力向上に関する指針」の「第3 経営力向上に関する事項」のうち、該当する箇所を記載してください。
「建設業分野に係る経営力向上に関する指針」はこちらから検索してください。
(例:建設業なら「事業分野別指針の概要」の21~22ページ)

新事業活動 (新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供等) となる取組に該当する場合には○を付けてください。

「建設業分野に係る経営力向上に関する指針」の「第3 経営力向上に関する事項」を参考に、経営力向上に向けた取組内容をできるだけ具体的に記述してください。設備等の導入を行う場合は、その設備等をどのように活用するのかを記載してください。

自己資金、融資、補助金、リース等を記載してください。金融支援等を予定する場合は「融資」と記載してください。

「取得予定年月」または「取得年月」を記載してください。

工業会等の証明書の整理番号や、経済産業局の確認書の文書番号を記載してください。また、工業会等証明書と経産局確認書の両方を添付している場合は、両方の番号を記載してください。

各設備の減価償却資産の種類を記載してください。

各設備の種類毎に数量、金額の小計を記載してください。

02 中小企業投資促進税制

控除内容

特別償却



税額控除

購入初年度に取得価額の
30% 償却

資本金3,000万円超～1億円以下

適用なし

資本金3,000万円以下

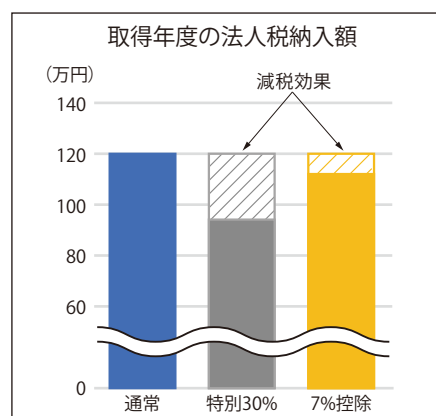
取得価額の**7%**

控除の試算

【例】クボタミニバックホーを 300 万円で購入すると

- ・物件価格：3,000,000 円
- ・法定耐用年数 6 年、定率償却実施（200%定率）、初年度 33.3%
- ・償却前利益：5,000,000 円
- ※償却前利益＝経常利益と仮定

※法人税率をはじめとした控除内容については、お客様の経営状況や事業規模、ご購入いただく製品によって異なります。詳細については、お近くの税務署、顧問税理士や会計事務所にお問い合わせください。



対象事業者

青色申告している中小企業者等

（資本金 1 億円以下の法人、または常時使用する従業員が 1,000 人以下の個人事業主・法人）

- ※中古資産・貸付資産（レンタル目的）は対象外。
- ※ファイナンス・リース取引のうち所有者移転リース取引により賃借人が取得したものとされる資産については対象。
- 所有者移転外リース取引により賃借人が取得したものとされる資産については、税額控除の規定のみ適用。

クボタの対応機種

機種は問わず、**購入価格が160万円以上**の機械です。

機種に関しては、お気軽にクボタ販売店にお問い合わせください。

手続きのしかた

確定申告の際に以下の手続きを行ってください。

	個人事業主の場合	法人の場合
特別償却	青色申告決算書の「減価償却の計算」の「㊟割増（特別）償却費」の欄に特別償却の額を、「摘要」の欄に特例名（措法 10 条の 3）を記入すること。	法人税の確定申告書に「特別償却の付表」（中小企業者等又は中小連結法人が取得した機械等の特別償却の償却限度額の計算に関する付表）と適用額明細書を添付すること。
税額控除	「 中小事業者が機械等取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書 」を確定申告書に添付すること。	法人税の確定申告書に「別表」（中小企業者等が機械等取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書）と適用額明細書を添付すること。

詳しくは、中小企業庁ウェブサイト「中小企業投資促進税制」をご参照ください。

<https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/2014/tyuusyoutoukigyoutousisokusinzeisei.htm>

中小企業投資促進 検索



03 生産性向上特別措置法に基づく固定資産税の軽減措置

控除内容

固定資産税の軽減

2/3軽減



1/2軽減

雇用者全体の給与が1.5%以上増加することを従業員に表明し、市町村の認定を受けた「先端設備等導入計画」に基づき、年平均5%以上の投資利益率が見込まれる投資計画の対象となる機械装置等を導入した場合に、**最大5年間、固定資産税を2/3軽減**。
賃上げの表明を行わない場合は3年間1/2軽減。

対象事業者

中小企業者等

（資本金 1 億円以下の法人、常時使用する従業員が 1,000 人以下の個人事業主）

先端設備等導入計画の認定を受ける必要あり。

※中古資産は対象外、貸付資産（レンタル目的）は対象。

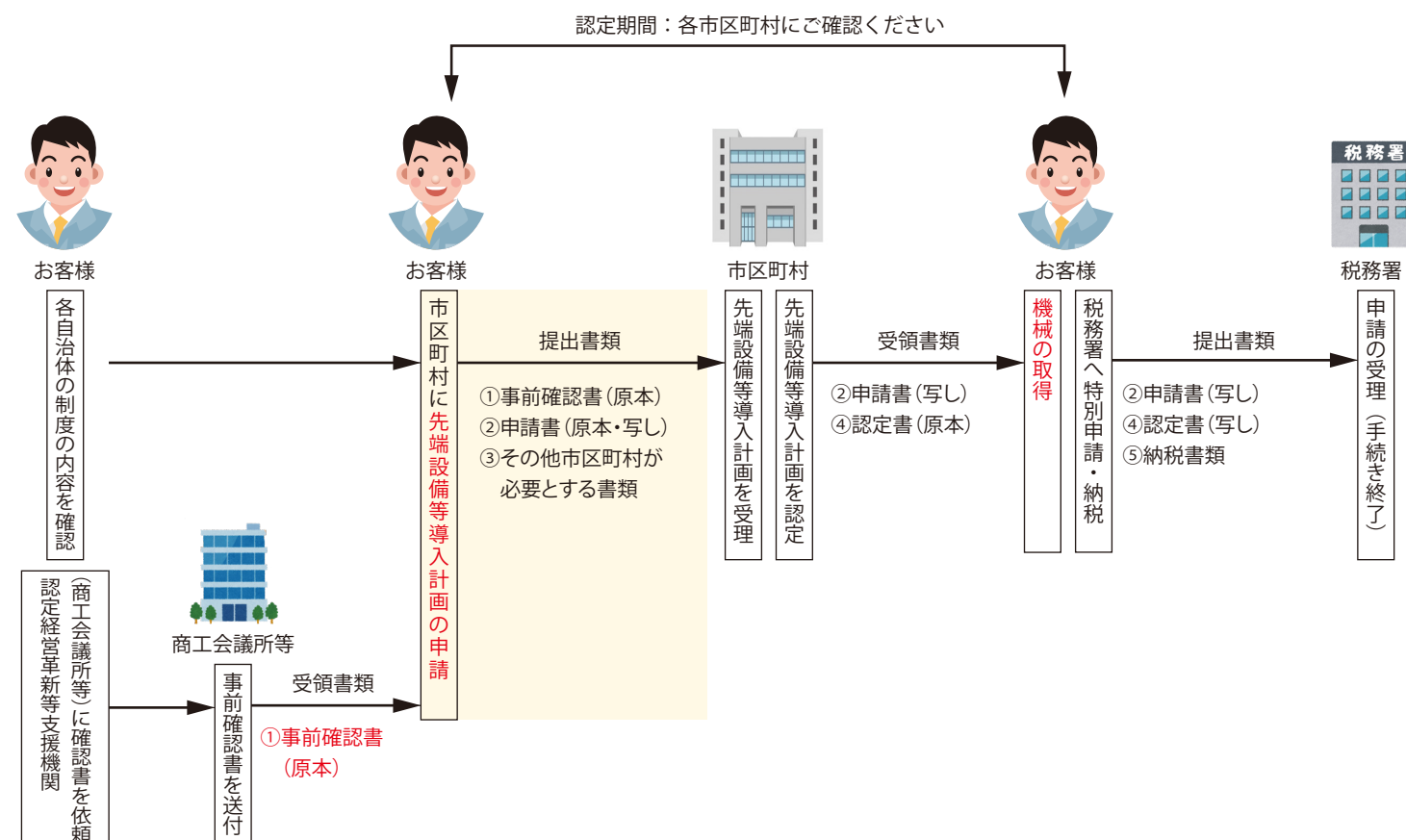
※所有者移転リースであって、リース会社が固定資産税を負担する場合も該当します。

クボタの対応機種

購入価格が 160 万円以上の機械です。

固定資産税について課税判断をするのは、各市区町村です。
道路運送車両法で小型特殊自動車の定義に区分されるものは公道走行の有無に関わらず軽自動車税の対象となり、固定資産税の納付はありません。詳しくは各市区町村にお問い合わせください。

税制措置を受ける申請フロー



■ 先端設備等導入計画の申請のしかた

- (1) 認定経営革新等支援機関からの①事前確認書の原本をご用意ください。
- (2) 先端設備等導入計画申請書を作成してください。

- 1) 申請先となる市区町村の導入促進基本計画のホームページにアクセスしてください。
- 2) 「先端設備等導入計画に係る認定申請書(様式第三)」をダウンロードしてください。
- 3) ワード形式ですのでそのままパソコンで入力、あるいは出力して手書きで記入してください。

※中小企業庁ホームページ <https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/seisansei/index.html>

先端設備等導入制度による支援 検索

記入のしかたは、「先端設備等導入計画策定の手引き」をご参照ください。

- 4) 記入が終われば、②申請書の原本と写しをご用意ください。

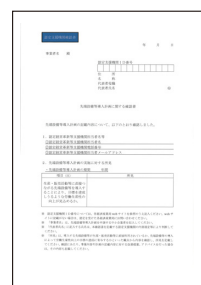
- (3) ③その他市区町村が必要と認める書類をご用意ください。

導入計画書、誓約書、納税証明書などです。(市区町村のホームページをご確認ください)

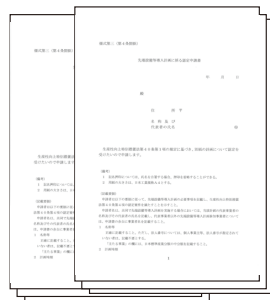
- (4) 上記①～③の書類及び返信用封筒(A4の認定書が入る封筒に返信先の宛先を記載し、申請書類を郵送する場合の切手を貼ったもの)を新たに導入する機械が所在する市区町村に直接提出されるか郵送してください。



申請に必要な書類一覧



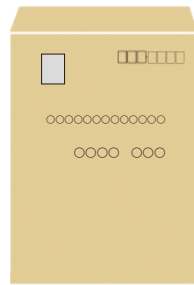
①事前確認書の原本



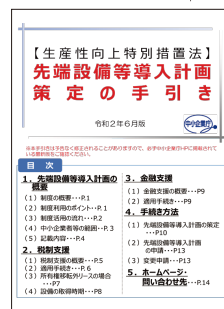
②申請書の原本と写し



③その他市区町村が必要と認める書類



封筒



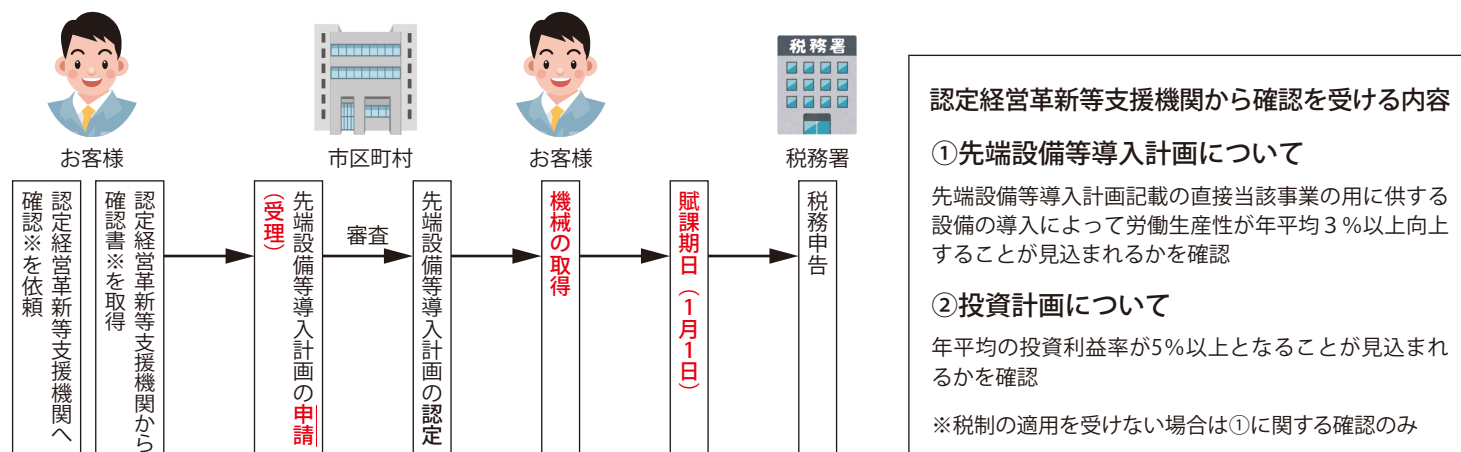
固定資産税について課税判断をするのは、各市町村です。

道路運送車両法で小型特殊自動車の定義に区分されるものは公道走行の有無に関わらず軽自動車税の対象となり、固定資産税の納付はありません。詳しくは各市町村にお問い合わせください。

(参考) 機械の取得時期について

- 先端設備等については、以下のとおり、「先端設備等導入計画」の認定後に取得することが【必須】です。
- 市区町村に「先端設備等導入計画」を申請する際は、認定経営革新支援機関から発行される「投資計画に関する確認書」も同時に提出する必要があります。(変更申請により設備を追加する場合も同様です。)

設備取得と計画認定のフロー



Q&A 各税制共通

対象税制
01: 中小企業経営強化税制
02: 中小企業投資促進税制
03: 固定資産税の軽減措置

Q 中古品は対象となりますか？

A 中古品は対象となりません。
対象税制 = 01・02・03

Q 取得価額の判定は、消費税抜きですか、それとも税込みですか？

A 消費税の額を含めるかどうかは事業者の経理方式によります。資産について税込経理であれば消費税を含んだ金額で、資産について税抜経理であれば消費税を含まない金額で判定することとなります。

対象税制 = 01・03

Q 事業の用に供するとは、具体的にどのタイミングを指しますか？

A 本来の目的のために使用を開始するに至ったことを指します。機械を工場内に搬入しただけでは事業の用に供したとはいえ、その機械を据え付け、試運転を完了し、製品等の生産を開始した日が事業の用に供した日となります。個別ケースにおいて判断に迷われる場合は、所轄の税務署までご確認ください。

対象税制 = 01・02・03

Q 同じ設備について違う取得時期で導入する場合には、証明書も複数枚必要ですか？

A 同一年内における設備の取得であれば一枚の証明書にて対応可能です。翌年の取得設備に関しては、別の証明を取得してください。(販売開始要件の前提条件である取得時期が異なるためです。)

※2024年に取得する設備の証明書は、2023年内でも取得できます。なお、先端設備等導入計画において、取得時期が異なる場合には、行を分けて記載してください。

対象税制 = 01

Q 保有している機械を下取りに出して、機械を購入する場合でも申請の対象になりますか？

A 下取りの機械の有無に関わらず、新規購入する機械の本体価格が償却・控除の対象になります。

対象税制 = 01・03

Q 取得とは、具体的にどのタイミングを指しますか？

A 機械等の所有権を得たこと、つまり機械等を購入したことを示します。個別ケースにおいて判断に迷われる場合は、所轄の税務署までご確認ください。

対象税制 = 01・02・03

Q 電子申請に対応していますか？

A 電子申請の対応については各地方整備局ごとに対応が異なります。提出先の地方整備局のHPにて対応の有無をご確認ください。また、電子申請には「GビズID」の取得が必要になります。

https://gbiz-id.go.jp/top/manual/pdf/QuickManual_Prime.pdf

※PDFをダウンロードする形になります。

※電子申請については下記参照

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/2020/200409kyoka.html>

対象税制 = 01